

# 大分県報

令和二年  
号外(七六)  
九月七日

(月曜日)

## 目次

### 告示

- 大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………二
- 大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正……………二
- 大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正……………二

### 〇告 示

#### 大分県告示第五百二十八号

大分県公共工事請負契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条の見出しを「(請負代金内訳書及び工程表)」に改め、同条第一項中「工程表」を「請負代金内訳書(以下この条において「内訳書」という。)及び工程表」に改め、同条第二項中「工程表」を「内訳書及び工程表」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第七条の二 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

令和二年九月七日

- 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条の規定による届出
  - 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条の規定による届出
  - 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。
- 第十条第一項第二号を次のように改める。
- 「主任技術者
  - 「 」「 」「主任技術者

「主任技術者 監理技術者等(建設業法第二十六条第三項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)」に改める。

第十条第一項第三号中「(昭和二十四年法律第百号)」を削り、同条第五項中「主任技術者(監理技術者)」を「監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)」に改める。

第十二条第一項中「主任技術者(監理技術者)」を「監理技術者等」に改め、同条第二項中「主任技術者若しくは監理技術者」を「監理技術者等」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(著しく短い工期の禁止)

第二十条の二 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第二十二條の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十条第一項中「第二十二條まで」を「第二十條まで、第二十一條、第二十二條」に改める。

第六十一条第二項中「主任技術者(監理技術者)」を「監理技術者等」に改める。

別記様式中「(第56条第5号)」を「(第62条第5号)」に改める。

#### 附則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

大分県報号外(告示)

大分県告示第五百二十九号

大分県土木設計業務等委託契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

令和二年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二十一条の次に次の一条を加える。

(適正な履行期間の設定)

**第二十一条の二** 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第二十三条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十条第一項中「第二十三条まで」を「第二十一条まで、第二十二條、第二十三条」に、「第二十九条」を「前条」に改める。

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

大分県告示第五百三十号

大分県建築設計業務等委託契約約款(平成二十三年大分県告示第五百七十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二十六条の次に次の一条を加える。

(適正な履行期間の設定)

**第二十六条の二** 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

第二十八条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十五条第一項中「第二十八条まで」を「第二十六条まで、第二十七条、第二十八条」に改める。

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。